

# 【参考資料】

# 用語集

## 【あ】

用語	内容
アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
NGO団体	非政府組織。政府間の協定によらず創立された、民間の国際協力機構。
沿道サービス施設	幹線道路沿道において、ガソリンスタンドやドライブインなど、車利用に対応した商業施設。
屋外広告物	屋外で公衆に表示される看板、広告塔、広告板などをいう。

## 【か】

用語	内容
開発行為	建物の建築や工作物の建設を目的に、土地の区画形質を変化させる行為。
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
拠点	活動の足場となる重要な地点。
区域区分	都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。
景勝地	優れた景観を有し、歴史的、社会的に評価を得ている場所。
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備や使い方などについての基準を定めた法律。
建築行為	建築物を建てる行為。
コーホート要因法	人口増減の要因である「自然増減」（出生と死亡）と「社会増減」（転出入）をそれぞれ仮定し、その結果を基に将来における人口を推計する方法。
郊外型店舗	一般的に、市街地郊外に立地し、車利用に対応した駐車場を備えた大型の店舗など。
高次都市機能	広範囲の地域を対象とした、質の高い教育、医療、福祉などの都市サービス。
国立公園	国立公園に準じる日本を代表する景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する公園。
県立自然公園	自然公園法に基づき、都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園。
コミュニティバス	自治体が運営するバス。

【さ】

用語	内容
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
地震対策強化地域	「大規模地震対策特別措置法」に基づき、東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れがあるため、地震防災対策を強化すべきとして指定された地域。
地震防災対策推進地域	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要があるものとして指定された地域。
自然公園	自然公園法に基づき、すぐれた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的に指定される区域で、「国立公園」「国定公園」及び「都道府県立自然公園」がある。
集団規定	都市計画区域内において、良好な都市環境を形成するため、建物の面積や大きさ、道路への接道、日照など周囲の建物や施設との関係に対する規制。建築基準法に基づいている。
準都市計画区域	都市計画区域外のうち、相当数の住居その他の建築物の建築または敷地造成が現に行われ、または行われると見込まれる一定の区域であって、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがある場合に、都道府県が指定するもの。準都市計画区域に指定されると、都市計画区域と同様、一定の開発・建築制限を受け、用途地域等のきめ細やかな土地利用ルールを活用も可能。ただし、都市計画区域と異なり、市街地整備事業や都市計画施設は定めることはできない。
親水、治水、利水	親水とは、水との親和性があること。水に親しむこと。 治水とは、洪水など河川災害を防ぐこと。 利水とは、河川などの水を利用すること。
水源かん養	森林が雨水等を地中に時間をかけて蓄積し、安定した水量を海、河川等に供給する機能。
スプロール	都心部から郊外へ無秩序・無計画に開発が拡散していく現象。
スマートインターチェンジ	ETC 専用のインターチェンジ。
生活道路	幹線道路から分かれる道路。市内や地域内の移動など身近な移動に対応した、地域住民の生活を支える道路。

【た】

用語	内容
大規模集客施設	映画館や店舗、飲食店などで、床面積が1万m <sup>2</sup> 以上のものの総称。広い範囲から多くの客を集めるため、車利用に対応した大規模な駐車場を備えるものが多い。
多自然型工法	植物が根を張りやすい護岸や、魚道の確保など、生態系への影響が少ない、自然に近い整備手法。
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。地区計画が定められた区域内において、建物を建てたり、宅地を造成したりする場合には事前の届け出が必要となり、地区計画の内容に適合していない場合は勧告を受ける。
中心市街地活性化	市の中心となる市街地において、賑わいを取り戻すための方策。
低炭素型社会	地球温暖化の原因となるCO <sub>2</sub> の排出が少ない社会。
低・未利用地	本来の用途での土地の利用度合いが低いまたは利用されていない土地。
特定用途制限地域	都市計画区域、準都市計画区域において、用途地域が定められていない区域(ただし、市街化調整区域は除く)内で、自治体が建築物に対して細かい規制を加えることのできる地域。良好な住環境に支障をきたす恐れがあったり、住環境にそぐわない恐れのある建築物などの建築を制限することができる。
特別用途地区	用途地域内において、地場産業の育成や、教育文化活動の環境保護など、特別な目的で土地利用の促進や保護を図るため定める地区。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域に指定されると、一定の開発・建築制限(開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定の適用)を受け、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。
都市施設	道路・公園・下水道など市民の円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な施設。
土地改良事業	土地改良法に基づき、農業の生産性の向上や改善を図るため、農地の改良、開発、保全や集団化を行う事業。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るための市街地整備手法の一つ。
----------	--

【な】

用語	内容
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする区域。

【は】

用語	内容
パブリックコメント	行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを除去すること。
保安林	水源のかん養、防災、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などの公益的機能を高度に発揮させるために、森林法に基づいて指定された森林。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づき、火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域。火災発生の危険度に応じて防火地域、準防火地域の区分で指定される。
ポケットパーク	市街地の中の小さな公園。

【ま】

用語	内容
緑のダム	森林が持つ保水機能や土砂流出防止機能を活かして、人工的な治水・利水機能の代替とする考え方。

【や】

用語	内容
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は12種類あり、住居系は7種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

【ら】

用語	内容
リデュース・リユース・リサイクル	リデュースとは、廃棄物の発生を抑えること。 リユースとは、ものの再利用。 リサイクルとは、資源の再資源化。 以上の3つを総称し、3Rという。

【わ】

用語	内容
ワークショップ	一つのテーマに対し、同じ体験を通じて楽しみながら相互理解・合意形成を見つけ出していく話し合いの手法。

## 新城市都市計画マスタープラン策定の経過

年 月 日	経 過 等
平成 19 年 10 月 22 日	第 1 回策定委員会
平成 20 年 1 月 25 日	第 2 回策定委員会
平成 20 年 3 月 3 日	第 3 回策定委員会
平成 20 年 6 月 2 日 ～平成 20 年 6 月 30 日	パブリックコメント
平成 20 年 6 月 3 日	地域別説明会（新城地域）
平成 20 年 6 月 4 日	地域別説明会（千郷地域）
平成 20 年 6 月 5 日	地域別説明会（東郷地域）
平成 20 年 6 月 6 日	地域別説明会（舟着地域）
平成 20 年 6 月 10 日	地域別説明会（八名地域）
平成 20 年 6 月 17 日	地域別説明会（長篠地域）
平成 20 年 7 月 18 日	第 4 回策定委員会
平成 20 年 8 月 1 日	都市計画審議会

# 新城市都市計画マスタープラン策定委員

(敬称略)

委員区分		氏名
大学教授	豊橋技術科学大学建設工学系教授	大貝 彰
	愛知大学文学部教授	藤田 佳久
代表区長	新城地区	亀田 昭治
	千郷地区	中島 敏雄
	東郷地区	加藤末四郎
	舟着地区	山本 幸位
	八名地区	安形 隆男
	鳳来中南部地区	大谷 卓三
県機関	愛知県都市計画課長 (平成 19 年度) (平成 20 年度)	須山 明廣 宇納 保夫
	愛知県新城設楽建設事務所 第一課長 (平成 19 年度) 企画・防災 G 主幹 (平成 20 年度)	豊田 恭一 大谷 光司
公募市民委員		鈴木 達也
市職員	企画部長	鈴木 久雄
	経済部長	鈴木 啓史
	建設部長	菅谷 正昭
事務局	都市計画課 課長 (平成 19 年度) (平成 20 年度)	村田 治 山崎 敏勝
	都市計画課 主査	小林 義明
	都市計画課 主事	夏目 治泰